

出産育児一時金の引上げについて

■ 出産育児一時金とは

< 制度概要 >

出産に要する費用負担の軽減のために、国民健康保険等の公的医療保険から出産時に一定の金額が支給される制度

< 支給対象者 >

- ・ 被保険者または被扶養者で、妊娠4か月以上で出産をした方
- ・ 早産、死産、流産、人工妊娠中絶の場合も支給対象

< 支給額（現状） >

上記対象者に42万円を支給

■ 健康保険法施行令の改正趣旨

被保険者の出産に要する経済的負担を軽減し、安心して子どもを産むことができる環境を整備するため、出産育児一時金の支給額を引き上げることとする。

■ 改正の経緯

令和4年12月15日に開催された社会保障審議会 医療保険部会において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」との見解が示された。

■ 引上げ額について

< 引上げ後の出産育児一時金算定根拠 >

48.0万円（令和4年度の全施設平均出産費用の推計額）

＋ 1.2万円（産科医療保障制度の掛金）

49.2万円

出産育児一時金の額は、令和5年4月から、全国一律で、50万円

<引上げ額の根拠>

出産育児一時金の額は、出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、「私的病院」を含む「全施設」の平均出産費用を勘案するとともに、近年の伸びを勘案し、令和5年度の出産費用の増加見込み分も賄える額に設定された。

■国分寺市の国民健康保険出産育児一時金の件数及び支出額

	件数	出産育児一時金
令和元年度	69件	28,528,000円
令和2年度	72件	30,700,430円
令和3年度	70件	29,820,000円

■対象件数及び令和5年度当初予算に係る影響額

件数	改正前 (420,000円)	改正後 (500,000円)	影響額
71件	29,820,000円	35,500,000円	5,680,000円

■影響額に対する負担増額分の内訳

【一般会計】(2/3) 国民健康保険出産一時金繰出金	【特別会計】(1/3) 国民健康保険税
3,786,000円	1,894,000円

■施行予定日

令和5年4月1日